

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	807	産業振興	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法第5条第1項	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとする 基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。	【移行】 同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。 【支障事例】 現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、閣提出の前段階において都道府県と市町村の間で共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催を含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより地域産業活性化協議会を開催する地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない) また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2〜3ヶ月間の時間がかかる。 【制度改正の必要性】 基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。 なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等を判断可能にするためには、国への事前調整等の実施や、国において事前調整の必要が確認された際には、その後は都道府県が調整主体となることとする。	【再掲】 【経済産業省】 6(1)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないことするとともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	962	産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。 国の協議や意見の調整に6ヵ月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の実情を生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	【再掲】 【経済産業省】 6(1)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないことするとともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	13	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第3条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法」の運用について(昭和63年8月18日付け63構改第855号)第4の4連絡調整等	農村的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合は、市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の旨と連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を有しないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区で実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	6【経済産業省】 7(農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省と共管)【再掲】 (1)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について(昭63農林水産省構造改善局長等通知)」において、あらかじめ地方農政局、経済産業省、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこととされている事項については、廃止する。
26年	497	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	広域関東圏産業立地ガイドブック	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域ごとの経済動向をヒアリング調査等を実施し、その結果を集約・分析等を行う	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われており、分析結果の活用や機動的な確保の観点からも、地域が行うことが望ましいと考える。 また、広域的な実施体制を構築する観点からは、日本銀行が実施している企業短期経済観測調査の活用なども可能であることから、都道府県が当該事務を行った方が、より効果的に地方の実情に応じた処理がなせると考える。	4【経済産業省】 (24)地域経済産業調査に関する事務 経済産業省が行う地域経済産業調査については、希望する都道府県と事務の実施方法等について協議を行い、協議の整った都道府県が実施することとする。
26年	71	産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。 【制度改正の必要性】 本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22年から開始し、それぞれが有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して創業者が新たなファンを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとなり、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。 【本県の状況】 連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を超えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等については県の区域での活動が盛んに行われていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。 【懸念の解消策】 市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。	4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できるように、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	391	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の審査受付から認定までの所要期間は7ヶ月以上とされており、この期間中は審査を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けられない場合によっては支援継続の条件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実施するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めの機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。意図が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。 【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減につながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡協議会(県、商工団体、金融機関等で組織、年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。	【再掲】 【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できるように、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	498	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	官公需に 関する法律第 3条、官公需 資格組合の 証明及び競 争契約参加 資格申請書 の内容確認	官公需資格組合の証明申請対応業務 管内の都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公需資格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。 この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想定したもの)が行えるようになるものである。 なお、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれると考える。		
26年	580	産業振興	都道府県	長野県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業信用 保証(4号)に 係る地域指 定の都道府 県知事への 移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合には、指定の権限を国から都道府県知事に移譲する。 ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であることが明確な地域 ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定要件を満たすと判断できる地域	【現行制度】 突発的な災害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティネット保証4号においては、災害により中小企業者の相当部分が事業活動に著しい支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 【制度改正の必要性】 平成26年2月の大雪被害の際は、国による地域指定が災害発生から2か月近くかかるなど、中小企業者の迅速な資金調達(売上げの減少に伴い必要となる当面の運転資金の調達等)に支障が生じている。 地域指定の権限を国から都道府県に移譲することにより、災害により影響を受けている中小企業者にとってより身近な行政機関である都道府県が災害発生後、短期間で保証に必要な地域指定を行うことが可能となり、結果として中小企業者の喫緊の資金需要に迅速に対応することができ、中小企業者の経営の安定につながるものと期待される。なお、地域指定に必要な調査は現在でも都道府県等が行うこととなっており、地域指定の権限を都道府県知事に移譲しても、事務処理を含め支障が生じることはないと考えられる。		
26年	766	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模 事業者ワンス トッ総合支援 事業(よろず 支援事業)の 都道府県への 移譲	各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワンストッ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、コーディネーター、よろず支援拠点についても国の統一的な施策方針を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じた重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。 【支障事例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化センター、コーディネーターに活性化センターと密な連携がとれる専門家が選定されているが、国から活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることと要求されており、団体内の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非効率なものとなっている。 また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、 ①財源と人員の運営が2団体に分散し、非効率的になる。 ②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援の窓口となっており、利用者(中小企業者)が混乱する。 ③各支援機関は連携する総合的支援窓口が箇所となり、混乱が生じるとともに対応において負担が生じる。 などの問題がある。 【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援ネットワーク」を以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援ネットワーク」との一元的な運用や財源の有効活用による支援体制の強化を図ることが可能となる。 (編成される事業チーム)		
26年	26	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業地域 資源活用促進 法第6条、第7 条 小規模事業者 等JAPANプラ ント育成・地域 産業資源活用 補助金(地域 産業資源活用 支援事業)交付 要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものである。地方が地域資源の指定から事業計画の認定まで地域の中小企業のニーズの基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであるから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	4[経済産業省] (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
26年	238	産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による 地域産業資源 を活用した事 業活動の促進 に関する法律第 6条 小規模事業者 等JAPANプラ ント育成・地域 産業資源活用 補助金(地域 産業資源活用 支援事業)交付 要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【財源移譲のスキーム】 計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲(補助金の流れ、県から中小企業者等へ交付(国は関与しない)) (補助内容)現行制度並み(補助率2/3、補助限度額3,000万円) (財源措置)当面は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源化(全国的視点の担保)審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	【再掲】 4[経済産業省] (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	358	産業振興	都道府県	徳島県、兵庫県、鳥取県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経営局等設置の委員会の評価を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県(うち希望する都道府県)に権限を移譲する。	地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間接して支援する各都道府県が認定業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することが出来る。また、都道府県が認定権限を持つことで、事業者は身近なところと相談が出来、また都道府県も実情を知る事業者に対して細やかな指導が可能となる。さらに、都道府県が実施する個別の企業支援と一体的に中小企業者に対応することで、地域産業の活性化に資するものと考えられる。	【再掲】 【4】(経済産業省) (14) 地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するための措置を講ずる。
26年	472	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	地域資源活用促進法による事業計画の認定業務小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都府県における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方を見直しを求めたものである。また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めたものである。なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	【再掲】 【4】(経済産業省) (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するための措置を講ずる。
26年	594	産業振興	都道府県	京都府、兵庫県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第4条、第6条、第7条、第13条、第18条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する	地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援策を実施 という事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することとなっているが、都道府県による中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双立を検討しなければならないと障害となっている。中小企業とのさらなる促進を促すため、農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図るには、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求める。本補助金は26年度は212件(うち京都府内企業8件)が採択されており、制度が変更されているものの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先進的なモデルと誇りよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての価値が強いと考え、地域の企業や産業資源に詳しく、伸張支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。	【再掲】 【4】(経済産業省) (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するための措置を講ずる。
26年	889	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動に関する事務・権限の都道府県への移譲 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発、人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一体的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。) 中小企業経営支援等対策補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	【再掲】 (3) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (i) 権限計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (ii) 伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 【再掲】 【4】(経済産業省) (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するための措置を講ずる。 (18) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (i) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定) 記載内容
26年	947	産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源において中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものことから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行は、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	【再掲】 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評議会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う条件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
26年	24	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条、第5条 戦略的基盤技術高度化支援事業の都道府県への移譲	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画変更対応等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務(公募/採択、契約、事業管理、確定等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務等の権限移譲	【制度改正の必要性】 平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療・環境・エネルギーなど需要創産業の視点に立つ「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に改正されたところであるが、地場産業振興、地域資源の活用と、地域振興の視点が欠けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的に「地域振興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業を実施すべきである。	4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
26年	471	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第3項、第11条から第13条	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定	ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定は、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。	【再掲】 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
26年	886	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	経済産業省組織規程第230条第35号、第231条18号 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1項、第12条 平成25年度補正 中小企業・小規模事業者の技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化・再興に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 戦略的基盤技術高度化支援事業(サブローディング・インダストリー) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援 地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助金) ものづくり・商業・サービス補助金	【再掲】 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
26年	25	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	新たな事業活動の促進に関する法律第11条、第12条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金(新連携支援)	新連携支援に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、分野を異にする事業者が「有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせ、事業の創出・拡大を図る」ことにあることから、中小企業・小規模事業者の連携促進を図るため、都道府県に、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。	4【経済産業省】 (10)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18) (ロ)分野別連携新事業分野別計画の認定(11条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行う。
26年	27	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 農工商連携に関する事務の都道府県への移譲	農工商連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 農工商等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業・小規模事業者のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	【再掲】 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (イ)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ロ)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	668	産業振興	指定都市	堺市	経済産業省(中小 企業庁)	A 権限移譲	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	地域商店街活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援事業)については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたい。 工事内容に変更があった場合等、申請者である商店街は不慣れで説明資料の作成等の書類作成が困難なことが多く、地域の実情や工事内容を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の補助金の予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようにすれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 地域商店街等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域商店街の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体以上に担当できるような仕組みが構築され、より実効的な制度にたると	[再掲] 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	764	産業振興	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	【支障事例】 国は地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業に限定し、全国的視点のもとで採択を行っているとしているが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎわい創出イベントの開催支援、地域活性化のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組、地域コミュニティの形成に向けた取組の支援は、県施策と内容が類似しており、支援の対象となる事業者にも差異はない(本県でも、国と同種の事業である、商店街新規出店・開業等支援事業、商店街支援事業、商店街整備事業等を実施)。 平成26年6月に国が認定した事業を見て、①イベント開催、②地域コミュニティ活動拠点施設整備、③空き店舗を活用したアート活動支援、イベント開催等となっており、全国レベルの先端的なモデル事業とは考えられない。 【制度改正の必要性】 商店街の支援については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町村にまたがることから、広域団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。 そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲し、都道府県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策を実施する。 【想定される事業スキーム】 ①逾の流れ：経産省一府(交付金)→商店街振興組合等 ②内容：経産省では、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額も100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているのではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択 通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。	【再掲】 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
26年	887	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省組織規則第231条11号 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1、3、4項、第5条第1、2、3項、第13条1項、第6条第1、3項、第7条第1項、第9条第2項 商店街まわりの事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まわりの事業(中心市街地活性化事業)募集要領、地域商業自立促進事業補助金交付要綱等	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画の認定等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 商店街まわりの事業 地域商店街活性化事業 商店街まわりの事業(中心市街地活性化事業)補助金 地域商業自立促進事業補助金 ものづくり・商業・サービス補助金	【再掲】 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
26年	30	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	JAPANブランド育成支援事業の事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することであることから、地方が地域の中小企業ニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	4【経済産業省】 (21)JAPANブランド育成支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画に係る情報提供を行うとともに、当該計画について意見聴取を行う。
26年	261	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する法律第9条 地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱	経済産業省組織規則第231条19号等 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条 地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限(中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金) 小規模事業者活性化補助金	4【経済産業省】 【再掲】 4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (iii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	888	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条21号 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項 商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県へ移譲 地域力活用市場獲得等支援補助金交付要綱	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 地域力活用市場獲得等支援事業	[再掲] 4[経済産業省] (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。	
26年	942	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 第10条第1項、第11条第2項、第12条第1項	新連携支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行、フォローアップ及び成果普及等	「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)」「中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金」の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 ※従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 ※地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 連携体に関する企業の所在地が都道府県を跨いでいても、補助事業主は代表となる一社だけであることから、都道府県単独でも交付事務は行えるものとする。	[再掲] 4[経済産業省] (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
26年	890	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条 中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲 中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託報酬、補助金交付要綱	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成に関する事務・権限を都道府県へ移譲すること。	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新設力発掘プロジェクトコーディネート等事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネート等事業)	[再掲] 4[経済産業省] (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
26年	369	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第40条	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法6条においては、「地方公共団体は、基本方針のっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「電気事業者及び認定発電設備を用いた再生可能エネルギーに対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。」 【具体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることから、健全な再生可能エネルギーの普及促進が期待される。民間事業者が、地元との調整を行わずに太陽光発電等の開発計画を進めた結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。(福岡県においても、内容証明郵便により県庁に苦情が寄せられた事例がある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4[経済産業省] (20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108) (1)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえて、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、報告及び命令(4条2項から4項) 電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の接続に関する指導、助言、報告及び命令(5条2項から4項) 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条) 電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項) (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。
26年	507	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲すること。	再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。 この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。その一方で、その地域環境と、土地新築や地域振興との調整が整わずに事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。 地域の土地利用計画等との整合性 メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体側では、条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。 再生可能エネルギーの普及状況の把握 設備を認定した件数と容量・発電出力は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。 設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。 なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の進歩等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うこと効率的である。	[再掲] 4[経済産業省] (20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108) (1)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえて、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、報告及び命令(4条2項から4項) 電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項) (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	852	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性が欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合には、それが入札減少金によるものであっても、事業内容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続が煩雑となっている。 電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものについては県の裁量とするよう権限を移譲する。 変更承認申請の省略化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の裁量による充当を行った上で、実績報告により随を確定する。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	6【経済産業省】 (6)発電用施設周辺地域整備法(昭49法78) 電源立地地域対策交付金における入札による入札による金額の減少については、減少額が交付対象経費の30%未満の場合にも、変更承認申請(電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省・経済産業省告示2)19条3号)及び新たな交付規則(同規則17条1項)が可能であることを、地方公共団体に通知する。
26年	854	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性が欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。 原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	
26年	855	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条	核燃料サイクル交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	核燃料サイクル交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性が欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	
26年	496	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産業競争力強化法第75条 産業技術力強化法第17、18条	産業財産権に関する確認事務(中小企業に対する特許料軽減申請の受付と確認書交付)の都道府県への権限移譲	特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付	当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められているが、産業技術力の強化は地域ごとに関わるべきものであることから考えると、本県での特許料の給付予等事務についても、地域の財力等にに応じた事務を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるものと考えられる。	
26年	495	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	知的財産推進計画	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会の都道府県への権限移譲)	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が考えられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもなら公平性を害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながることも、事務の効率化も図られると考える。	
26年	366	産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除く理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	
26年	715	産業振興	町	聖籠町	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除く理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	
26年	963	産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除く理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	857	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法第9条第1項、同法施行規則第9条	工場立地法に基づく緑地面積に関する規制緩和	一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更により該当するものとして変更届出の対象から除外する。なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きき要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。	工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別定定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合。 ②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合 本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。 工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができると見込まれる。同時に行政の事務コストを削減することができる。(具体的事例は別紙のとおり)	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 6【経済産業省】 (5)工場立地法(昭34法24) 緑地面積の減少に係る軽微な変更(施行規則9条6号)の範囲については、規制の基準の在り方や具体的な支障事例を踏まえた上で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	374	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文、文化庁施行令第3条第4号	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されたことになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は変わらないことから、地域振興に支障が生じないことを見守りながら我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できると見込まれる。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	6【経済産業省】 (7)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省等共済)【再掲】 (II)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令第3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。
26年	22	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	新産業集積創出基盤構築支援事業に関する事務	産業クラスターへの移譲	「新産業集積創出基盤構築支援事業」の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施が必要であることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めることで都道府県に移譲すべきである。	
26年	32	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	【制度改正の必要性】 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組を行っており、全国的な視点があるとしても、地域の特性に応じた弾力的な運用が可能な補助金の設定を希望している。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県1/3以内など) 産学官連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	4【経済産業省】 (16)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 法5条5項に基づき同意された基本計画に基づく事業に係る施設等整備に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、採択に当たって関係地方公共団体の意見を踏まえることを公募要領に明記すると、地方公共団体との連携がより強化される仕組みを構築する。
26年	469	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産業クラスター計画	産業クラスターへの権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示 地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを超え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体)等のコーディネート 補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的な運用ができる補助率の設定を希望している。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県1/3以内など) 産学官連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	
26年	939	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県費)を推進していく必要がある先進的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導 補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的な運用ができる補助率の設定を希望している。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県1/3以内など) 産学官連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	
26年	109	土地利用(農地除く)	一般市	二本松市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条の2	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に又は法第19条第3項を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の本文に同規則第13条各号の各文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を簡便にする。	【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に商売の調整は済んでいるものとする。 これまでの地方分権改革で市町村が決定する都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。 【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げられているものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも発生している。 * 都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画法決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請が必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。 (参考) 通常の変更 案の概算から決定告示まで約6週間 軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間 軽易な変更(名称の変更以外) 案の概算から決定告示まで約4週間	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (III)都市計画(商)の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	675	土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条	都市計画の輕易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の輕易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を輕易な変更とする措置	【制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する輕易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。 【実例(予定含む)】 1 都市高速鉄道 ①横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道第6号相鉄・JR直通線(変更) (告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満 ②横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更) (告示 H24.10.5) 区域変更区間 約250m、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。 2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定) ①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更) 変更区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。	【調整結果】 6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (iii)市町村が都市計画の変更を行う場合における輕易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	601	土地利用(農地除く)	中核市	函館市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ	一部が一般国道または都道府県道にかかっている都市町村道にかかるとの移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第9条第二項では、この都市施設等の中に一般国道や都道府県道(道路法第二条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道にかかっている市町村道において、一部を変更しやすとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定権がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。	【制度改正の必要性】 都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道にかかっている市町村道にかかるとの計画を変更する際には、都道府県が定める都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会を経て、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。 【事例】 交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で公道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直し方針に基づき市道とする都道府県道の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で公道及び公道を含んでいるため国同意を要する道決定となった。 【懸念に対する方策等】 権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかと懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考えられる。	5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (i)一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更に際して合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	665	土地利用(農地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2	開発許可の技術的細目に関する条例の自由度の拡大	開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。	【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づき(開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関連任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じ、平成14年に都市計画法第33条第3項により条例による制度の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。 【支障事例】 公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3クワール以上と規定されていることから、本市では0.3クワールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。 【制度改正の必要性】 開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。 【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可の基準を遵守するに必要となる技術的細目のうち、公園等の設置基準(施行令第25条6号)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向等を調査し、その結果等を踏まえて、公園等の設置を義務付ける「限範囲を条例に委任する」とを含めて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	278	土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行規則第7条の2第3項	都市公園の駐車場の太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。 都市公園には、広く太陽光の集積物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七条の二において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状態にある。 この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置場所として活用できる。 都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電設備を設置できることとする。 【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具等は、法第七条第六号の物件として令第14条第四号の適用を行っているが、地縁団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感が高く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地縁団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上で、第14条第四号の適用により許可期間は六月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (ii)都市公園の公園施設である駐車場の上部空間を活用した占有物件としての太陽光発電施設の設置については、当該太陽電池発電施設が公園施設としての屋根の機能を併せ持つ場合、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との基準(施行規則7条の2第3号)には抵触せず、設置ができることを地方公共団体に通知する。
26年	339	土地利用(農地除く)	一般市	北上市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行令第十四条第三号	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正された。	【制度改正の効果】 改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占有許可を出すことができると考えられるが、そればかりではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な活用が促進されるものと考えられる。さらに、この制度は、おそらく全国的にもあまり活用されていないと考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (iv)地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令12条10号)に係る占有期間(施行令14条3号)の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえ、見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	277	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省 国土交通省 総務省(消防庁)	B 地方に対する 規制緩和	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保 安規則(一般 則)第7条の3	水素ステーション の設置に係る高圧 ガス保安法令等の 見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 [措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203))] また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭26法201) (イ)液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 [措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203))] また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。
26年	385	消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、 国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	災害救助法第4 条 災害救助法による 救助の程度 方法及び期間 並びに実費弁償 の基準第2号のト 建築基準法第 85条	応急仮設住宅の 入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直しをしい、(参考) 入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強い、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住居再建に向けた準備は進められているが、期間までの退去が難しい。 入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。 県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。 なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。	6【国土交通省】 (4)消防法(昭23法186) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商省令3)等)については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	46	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	河川法 第79条第2項1 号	二級河川の河川 整備基本方針等 に係る国土交通大臣 への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	【現状】 二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。 【制度改正の必要性】 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第5項、令10条の4第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において策定するものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的知見に裏付けられたものであることに鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続を迂回するもののみならず、県の自主性を阻害するものである。県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が数多く存在し、また事業の進捗に応じ適宜変更が必要となる。実務においては、現在のところ1水系あたり3~4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したこともあり、策定水系数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。 【求める措置内容】 県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、仮に国に対して何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (ii)二級河川における河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合の国土交通大臣への同意を要する協議(79条2項)については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。
26年	329	土木・建築	都道府県	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	河川法第79条	県が管理する二級 河川の河川整備 基本方針、河川整 備計画の策定に 係る国土交通大臣 への同意制度の 見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することや地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度とすること。	【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地震、津波対策などの機能改善に向けた新規事業による取り組みが多く見込まれ、多数の河川整備基本方針等の策定、変更が必要となっている。特に地震、津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となっている。このため、二級河川について県が自主的に策定・変更できるよう見直しを要するものである。 【支障事例】近年では、一河川の基本方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約4ヶ月を要した。 【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的知見や全国的バランスの確保については、一級河川についてこれまでどおりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。	【再掲】 【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (ii)二級河川における河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合の国土交通大臣への同意を要する協議(79条2項)については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	860	土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	河川法第79条 第2項第4号	一の都道府県で 完結する二級河川 の水利使用手続 円滑化のための 国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新 (軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。	現行、一級河川の存続水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の 規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされている。許可期間の継続更新など軽易 な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を 行う場合は、国への手続が必要である。 上記許可に関し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用に ついて、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、 当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一 的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を 把握しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることに不合理な点があるとは 言えないものと思料する。 県の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで5か月を要したこともあり、更新手続 に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。 河川法第79条第2項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新につ いては、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意 を廃止する。	
26年	360	土木・建築	都道府県	茨城県	国土交通省	A 権限移譲	河川法施行令 第2条第1項	指定区間内の一 級河川に係る河川 現況台帳を調製す る事務・権限の移 譲	一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、 指定区間外は国土交通大臣、指定区間内は都道府県 知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製 については、同法施行令第2条第1項の規定により、指 定区間内においても、国土交通大臣が調製することと されており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障 を来している。 このため、指定区間内における河川現況台帳を調製す る事務・権限を都道府県に移譲していただきたい。な お、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲 していただきたい。	【現況】 河川現況台帳の調製は、主に都道府県が提供したデータに基づいた河川占 用案件しか記載がなく、堤防の状況(矢板等)や番地などの維持管理に必要な情報が記載されて いないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。 このため、住民間い合わせがあった際には河川現況台帳と住宅地図を照らし合わせて使用して おり非効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計画の集積を行う際には、河川現況台帳と は別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。 【制度改正による効果】 【支障事例】 河川管理台帳を作成することで、より実態にあった台帳となるため、上記 支障が解決し、ハザード等の効率化、効率的・効果的な河川の維持管理につながる、事務量の 軽減につながる。 【懸念の解消策・制度改正による効果】 法律上の河川管理者(国)と河川現況台帳の調製者(都道府県)が異なることへの懸念について は、都道府県が調製した台帳を定期的に国に提供すれば、国側で不便を来すことはないと考え る。 県境をまたがって流れる一級河川について、指定区間ごとに各都道府県が河川現況台帳を調製 するためフォーマットが不統一になるのではないかと懸念については、各都道府県ごとに維持 管理をしているためフォーマットが統一されていなくても問題はなく、各都道府県間において定期的 な意見交換会を行うことで円滑に維持管理できる。 一級河川について指定区間と直轄区間で河川現況台帳の調製者が異なることへの懸念について は、河川現況台帳を調製する河川現況台帳を国へ提供することで、河川の一体的な把握の基にこの 【現状】 岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所はすでに 急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興 施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車 場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の 許可が必要となり、その際許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないために やむを得ないものに限りという原則)が適用されている。 【支障事例】 県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設 置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。 【支障事例の解消策】 無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な 場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】 道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世 代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。	
26年	441	土木・建築	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路法第33条 第1項 (道路の占用の 許可基準)	道路占用許可基 準の緩和(道の駅 への充電インフラ 整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への 次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	【現状】 岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所はすでに 急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興 施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車 場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の 許可が必要となり、その際許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないために やむを得ないものに限りという原則)が適用されている。 【支障事例】 県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設 置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。 【支障事例の解消策】 無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な 場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】 道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世 代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。	6【国土交通省】 (5)道路法(昭27法180) 道路の占用の許可基準(第33条第1項)について、電気自動車のため の充電器を道の駅の道路敷外に設置することが利用者の利便 性又は設置費用の観点から適当でない場合には、同項の「道路の 敷地外に余地がないためにやむを得ないものに該当し、道の駅 の道路区域内に設置することが可能であることを、地方公共団体に通 知する。
26年	78	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第 16条、第20条 公営住宅法施 行令第1条第3 号、第8条	公営住宅におけ る寡婦(夫)控除の みなし適用 を求め	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の 算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方 法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の 父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このた め、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高(算定 され、その結果として収入基準に応じて決定される家 賃が高い階層に入ってしまうことがある。こうした 「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を 各自自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求め る。	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格 差をなくするため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正 し、みなし適用を各自自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。 【制度改正の目的】公営住宅の入居基準を改正する。本市で定められた 基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすぎて低額所得者とは言えなくなったものが、依然 として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せら れている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及 んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、 住宅の明渡を請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に 入居する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得 者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがっ て、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高所得者の収入 基準設定が必要となる。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例 委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治 体の裁量による収入超過者の退去による収入超過者の削減が期待される。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (iv)入居者の収入の算定(施行令第1条第3号)上、非婚の母又は父に ついて、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を 行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。
26年	743	土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第 9条	公営住宅の明渡し 請求に係る収入 基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められて いる(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定 めるように改正。	公営住宅の入居基準を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得 者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがっ て、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高所得者の収入 基準設定が必要となる。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例 委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治 体の裁量による収入超過者の退去による収入超過者の削減が期待される。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	822	土木・建築	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活を営む認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化される。また、法令による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 また、法令で規定されていない事項で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひらば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひらば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の観点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のフラグ的な位置づけであると考えられる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
26年	217	土木・建築	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第66条	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置する機会が多くみられる。 【支障事例】 このように、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、この点に留意による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 【解消策】 また、法令で規定されていない事項で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひらば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひらば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の観点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のフラグ的な位置づけであると考えられる。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (ii)防災備蓄倉庫等の建築基準法上の取扱いの明確化を図るため、小規模な備蓄倉庫については、外部から荷物出入れを行うことができ、かつ、人が内部に入立入らないものについては、建築物(2条1項1号)に当たらず、建築確認(6条1項)が不要であることを、地方公共団体に通知する。
26年	218	土木・建築	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 このように、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、この点に留意による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 【解消策】 また、法令で規定されていない事項で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひらば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひらば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の観点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のフラグ的な位置づけであると考えられる。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (iv)地方公共団体が近隣住民のために必要な公益施設として設置する防災備蓄倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令第130条の4第1項2号)に該当し、特定行政庁の許可(48条1項)を得ず、第一種低層住居専用地域において建築できることを、地方公共団体に通知する。
26年	515	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条等	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨る業者が国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権限についても、同法第27条の26第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事業者と(同法第44条の5)、知事を経由することとされている(同法第44条の4)。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行おうとする場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局(埼玉県)に提出しなければならず、その分処理期間が長くなっている。 同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利便性を向上させるものである。 【移譲に当たっての懸念】 許可権限に付随して、同法に基づく報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)、監督(法第28条)等の権限も移譲されるとした場合、現在の大臣許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。 この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
26年	516	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第5条等	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を経由して、所管の地方整備局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっている。 【移譲に当たっての懸念】 免許権限に付随して、宅建業法に基づく報告・検査(法第72条)及び指導(法第71条)、監督(法第65条)等の権限も移譲されるとした場合、現在の国土交通大臣免許業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。 この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から事務所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	95	運輸・交通	都道府県	岡山県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱第9条 1項1号別表4	地方バス路線の 運行費補助要件 の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における1日当たりの輸送量の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。	【支障事例】 現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県において、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が9人未満となり、補助金額が削減される場合も多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域の住民にとって、高校への通学、地域の基幹病院への通院、買い物等の生活に不可欠であり、維持している必要がある。 【制度改正案】 こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える条例等で指定する過疎地域等(例:岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内(輸送量12〜15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。 【制度改革の効果】 バス路線だけではなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより実態に即した支援が可能となる。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年4月)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再構築計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
26年	172	運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表4 及び別表5	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地方の実情に合わせてバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。	【制度改革の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。特に中山間地における交通弱者にとってバスは基幹となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。 【支障事例】広域行政圏中心市へ集がり複数町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いため補助要件を満たすことができない。バスの存続が難しくなっている。(採択条件である平均乗車密度5人以上では、県内全28路線のうち約半数が対象とならなくなる。) 【効果】要件緩和により、人口が少ない中山間地域を含む系統においても補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採択条件である平均乗車密度を6人から3人に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線から13路線に拡大される。) 【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量:15〜150人について、中山間地域は「15人以上」の要件を9人(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度であるため、最低運行回数3回を乗算)まで引き下げる。 補助対象経費の対象:平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人数按分して算出とされているものを中山間地域は「15人」の要件を3人で引き下げる。	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年4月)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再構築計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
26年	336	運輸・交通	一般市	山武市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表 6、ロ	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定に使えるよう制度を見直ししていただきたい。	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統でなければ、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象とすることができないこととされている【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱という)】、別表6、ロ、①・②が、仮に民間バス路線等の廃止により地域間幹線系統がなくなった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。 地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フィーダー系統については維持していかなければならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口として算定するのは不合理ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合についても、他の地域間交通ネットワーク(軌道道路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定【要綱別表7、5】に使えるよう見直ししていただきたい。 (補助額算定の基礎となる対象人口の考え方は別添参照) 現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域36,089人(平成22年実施の国勢調査時人口)であるが、今後もし地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域の数が対象人口となる。この場合の算定される対象人口は1,001人である。	
26年	343-1	運輸・交通	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表 ロ①、別表21	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に即した柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助II」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人〜150人/日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6ロ①)となっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実情に合わせて柔軟に運用できるようにしていただきたい。 そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一元の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分でICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…」等に変更していただきたい。 そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものとする。	
26年	343-2	運輸・交通	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表 ロ①、別表21	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に即した柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助II」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人〜150人/日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6ロ①)となっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実情に合わせて柔軟に運用できるようにしていただきたい。 そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一元の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分でICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…」等に変更していただきたい。 そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものとする。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)利用環境改善促進等事業については、ICカードシステムの相互利用化・片利用化を図る事業も補助対象であることを、地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	435	運輸・交通	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表4 の二、ホ	地域公共交通確保 維持改善事業 (国庫補助)関係 補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 における補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日 あたりの輸送量15～150人」について、下限の3回及び15 人を撤廃するよう提案する。	【提案概要】 平成14年月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止された ことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者により採算が見込めな いことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段 が危機にさらされている状況である。 一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が 少ない採算を取るのに難しい過疎地域の広域性・幹線路線バスについて、要件を満たすことが できず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家有便運送の実施があり、また新たな 需要を生み出すための検討が行っているが、人口減少による特定の路線が困難な場合も多く、 路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活 性化のためにも、国レベルでより細やかな施策を講ずることが必要不可欠と考える。 そこで、補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15～150人」については、昨 今、全国的に過疎化しない過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふま え、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直 しを求める。 【支障事例】 同域の事例	【調整結果】 [再掲] 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助につ いては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改 正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土 交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公 共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直 す。
26年	842-1	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表6 のロ、別表6 のニ(1)及び ニ、表7の5、 別表8	地域公共交通確保 維持改善事業 費補助金の補助 要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域と振興山村での運行と いう要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化 率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を 引き上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却 費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路 線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が 必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交 通に接続し乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィー ダー系統補助金の要件で、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定された ため、地方負担が大きいのとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一 括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	【調整結果】 [再掲] 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助につ いては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改 正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土 交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公 共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直 す。
26年	842-2	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表6 のロ(1)及び ニ、表7の5、 別表8	地域公共交通確保 維持改善事業 費補助金の補助 要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域と振興山村での運行と いう要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化 率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を 引き上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却 費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路 線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が 必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交 通に接続し乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィー ダー系統補助金の要件で、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定された ため、地方負担が大きいのとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一 括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	【調整結果】 [再掲] 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助につ いては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改 正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土 交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公 共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直 す。
26年	842-3	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表6 のロ、別表6 のニ(1)及び ニ、表7の5、 別表8	地域公共交通確保 維持改善事業 費補助金の補助 要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域と振興山村での運行と いう要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化 率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を 引き上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却 費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路 線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が 必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交 通に接続し乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィー ダー系統補助金の要件で、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定された ため、地方負担が大きいのとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一 括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	【調整結果】 [再掲] 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助につ いては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改 正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土 交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公 共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直 す。
26年	879	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱別表6 のロ、別表6 のニ(1)	バス路線の再編を 促進するための補 助要件の見直し	バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、幹 線系統補助事業(地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹 線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合がある ため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正 を行う。	広島市においては、多くの路線バスが郊外から都市部へ直通路線となっていることから、都市 では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行 する基幹バスと郊外側を運行するフィーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討 を行っている。 検討に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助(複数市町村にまたがるこ とや1日あたりの輸送量15人以上と見込まれることとなる)国庫補助)を受けている路 線(対象としていたが、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を 満たさなくなる場合が想定される)の結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことが支障となり再編が進まな くなる可能性がある。 一方、国においては、本年8月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法 に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けられることなど、 路線等の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の 再編を促進し、効率化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間 において、地域間幹線系統補助については、再編により輸送量の補助要件を満たさない場合にお いても、再編前と同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により、既存系統の一部を地域内 【制度改正の状況】 この数年、境港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保の ニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等を テーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せ ず、無償で県内観光団体を、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色ある インバウンドの推進に当たり、ネックとなっている。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が 背景で、無償で県内観光案内業務を行っていることが弊害化しているものも現れ、現在、鳥取県を対 象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自 治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次 いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運営のネックとなっている。申請の根拠法の違いから 通訳案内士からのアレンジによること、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不 足の一因である。 【期待される効果】 地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光 知識を背景とした一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推 進を図ることができる。 【懸念の解消策】 外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることで担保し、観光情報 の知識については、所定の研修を修了した者に対して担保を求めるとする。	【調整結果】 [再掲] 6【国土交通省】 (18)外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の 振興に関する法律(平成9法11) (1)地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共 団体が設定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度 を創設する。 (ii)上記の特例を一般制度化するに当たっては、当該特例ガイドが もたらす効果やその影響、通訳案内士制度への社会的要請等を踏 まえ、同制度の在り方について検討する。
26年	177	運輸・交通	都道府県	鳥取県、徳島県	国土交通省 (観光庁)	B 地方に対する 規制緩和	地域限定通訳案 内士の育成及び 確保にかかわる 事務の振興に関 する法律 第4条、 第11条～24条	地域限定通訳案 内士の育成及び 確保にかかわる 事務の振興に関 する法律 第4条、 第11条～24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第9条第1項別表第1に「マイナ ナンバー」を活用できる事務が掲げられているが、その別 表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一 に記載されている法律と同様の手続となるものがある ことから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載 を求める。 (参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国 交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置くと す。まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法 第9条第1項別表第1に「マイナナンバー」を活用できる事務が掲げられている。これらの別表外には、事務 では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙 げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同時に住民票や所得証明など添 付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国 交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19「公営住宅法による公営住宅の管理に關 する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることとなっている。申請の根拠法の違いから添付 書類の要・不要が混在することは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事 務とすることを求める。	6【国土交通省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外 となる事務(19条7項)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に關 する法律(第5法2)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管 理に関する事務を追加する。
26年	390	その他	知事会	九州地方知事 会	内閣官房、国土交 通省	B 地方に対する 規制緩和	行政手続におけ る特定の個人を 識別するための 番号の利用等 に関する法律第 9条第1項、第 9条第7項	社会保障・税番号 制度における個人 番号利用事務の 拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第9条第1項別表第1に「マイナ ナンバー」を活用できる事務が掲げられているが、その別 表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一 に記載されている法律と同様の手続となるものがある ことから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載 を求める。 (参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国 交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置くと す。まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法 第9条第1項別表第1に「マイナナンバー」を活用できる事務が掲げられている。これらの別表外には、事務 では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙 げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同時に住民票や所得証明など添 付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国 交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19「公営住宅法による公営住宅の管理に關 する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることとなっている。申請の根拠法の違いから添付 書類の要・不要が混在することは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事 務とすることを求める。	6【国土交通省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外 となる事務(19条7項)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に關 する法律(第5法2)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管 理に関する事務を追加する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	828	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。	現在、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く(聞きながら)計画策定に取り組みことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的にに行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線に合った地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。		
26年	60	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲を求める。	現在、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く(聞きながら)計画策定に取り組みことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的にに行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線に合った地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。		
26年	112	土地利用(農地除く)	指定都市	仙台市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第6条第1項第6号 都市計画運用指針C、C-1(1)	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	都市内の排水処理の全てを都市計画では網羅していない。現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置づけられているが、都市の成熟化と人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が希薄となっており、近年行われている手続等は、家1件の建築に伴う区域の追加や、区画整理により市街化編入した区域の追加など、都市計画的議論の余地がないものがほとんどである。また、都市計画図の中に下水道の排水区域を図示しないため、一般の方が都市計画決定された下水道の排水区域を見るためには、都市計画案を縦覧するか、都市計画決定図書の開示請求するしかない。下水道の管渠は下水排水面積1,000ha以上ものものについて決定することになっているが、どのようなルートで下水が流れるかを示した図に過ぎず、地下鉄の決定のように平面位置や縦断高さを決定して他の構造物に対して制限を掛けるようなものではない。また、管渠は一般的に道路下に占用するため、土地収用の必要も生じない。下水道の都市計画決定については、土地収用の観点や都市計画的な観点から市民にとつて迷惑施設となる可能性がある処理場、ポンプ場などの施設の位置に限定し、排水区域及び管渠の項目を削除すべきである。	
26年	113	土地利用(農地除く)	指定都市	仙台市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第59条第1項	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置づけられているが、都市の成熟化と人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が希薄となっており、都市計画的議論の余地がないものがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として整備を行う必要がある事業となり、下水道事業は下水道法で整備計画が担保されていることから、都市計画事業認可取得手続き自体が事務的な負担となっている。	
26年	254	土地利用(農地除く)	一般市	高岡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	【都市計画法】、第34条第1項第1号～14号 【開発許可制度運用方針】、III-13	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けずして建築された後、一定期間適正に利用された土地等を利活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの」の要件追加。	【制度改正の必要性】市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況となっている。市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市においては、広大な敷地を有し、建築に併せて各種インフラも整備されている当該土地・既存建築物が、企業の受け皿として有効活用され、地域産業の活性化、雇用の確保につながっていくことが望ましいと考えている。これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境や治安の悪化の原因ともなる。また、既存建築物や開発許可を受けた土地の有効活用は、既存集落や生産活動等を維持するための貴重なストックとしての役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における農地転用の併用開発行為の抑制につながることも期待されることから、周辺環境に影響を及ぼさない、一定期間適正に利用された土地であることなど、一定の要件に合致した場合は既存建築物の工場へ【現行制度で対応困難な理由】都市計画法第34条10号については、一定(概ね1ha以上等)の広がりを持たない特定の土地・建築物を対象に地区計画を定めることは困難であること、同法同条14号については、「開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。	
26年	344	土地利用(農地除く)	一般市	合志市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法 第34条	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。合併した自治体を持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築されている。しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設については多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】本市は平成18年2月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれで、整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の重複する公共施設が多く存在する。公共施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。しかし、現在、本市面積の約9割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設については、都市計画法第34条の規定により開発が制限されることから、現在の要件では、民間事業者へ売買などを行う際に支障が多い多くの土地が市の遊休財産となることが想定されるため。【都市計画法第34条の改正(案)】「ただし、普通地方公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設等の跡地利用については、地域の賑興と活性化に寄与し周辺の市街化を促進しない行為である場合にあつてはこの限りではない。」	

